

貿易交渉委員会(TNC)へのヨハンソン議長報告ペーパーと今後の対応

平成17年7月
農林水産省

1. 趣旨

- WTO非農産品市場アクセス(NAMA)交渉のヨハンソン議長から、NAMA交渉についての貿易交渉委員会(寿府:7月28日(木))への報告としては、①7月8日(金)に、同議長から加盟各国に提示されたNAMA交渉の議論の状況を整理し評価する報告を基に、②その後の進展を加味し、追加文書(2ページ)とをセットとして提出すること。
- なお、7月末までに作成するとされていた、NAMAに関するモダリティたたき台案は作成しない模様。

2. 主な内容

(1) 関税削減方式(フォーミュラ)

- スイス方式を基本とし途上国に一定の配慮を加えた引き下げ方式と、各国の平均関税率を踏まえた方式(ジラル方式)による提案について、考え方の相違点等を説明。フォーミュラの構造そのものよりも、関税引き下げの野心の高さと途上国への柔軟性のバランスのとりかたに、意見の対立が大きいと指摘。
- また、フォーミュラに関する事項として、以下を記述。
 - ・ 非譲許品目については、低率非譲許品目への配慮を前提に、一定の方式を用いて全ての品目を譲許の上、フォーミュラによる関税削減を適用するとの原則が広く受け入れられている。
 - ・ 従価税換算については、IDB(各国の実際の輸入価格)を用いた換算を行うこととし、事務局がガイドライン案を作成し、今後の議論に資する。
- なお、我が国が主張している、先進国も含めた全ての加盟国の特別な事情に対する配慮については、言及がない。

(2) 分野別関税撤廃・調和(追加文書には言及なし)

- 加盟国の一部の国が自主的に、水産物及び林産物を含む9分野について

非公式会合を開催していることを紹介。この他の分野も含め、加盟国に意見の明確化を促している。

(3) 非関税障壁（NTB）（追加文書には言及なし）

- 各国より通報されたNTBについて、具体的な交渉方法（二国間交渉、分野別交渉又は分野横断的交渉）を早期に提案することが不可欠と指摘。

(4) 交渉対象品目（プロダクトカバレッジ）

- NAMAの対象となる品目案を事務局が提示。それに対して相違がある国に通報を要請。今後の作業として、各国が合意する共通リストを作成すべしとする国もあれば、他方、透明性の確保のための作業と位置づければよいとする国もある。

(5) 12月の香港閣僚会議の成功のために行うべき作業

- 最も重要な事項であるフォーミュラについて意見の隔たりが大きく、交渉は行き詰まっている状況。今後、各国は最終段階まで、コミットしない形で、フォーミュラに実際に数字を当てはめ、最終的な数値をしてみるような加盟国間での交渉が不可欠と指摘。

3. 今後の対応

- 本報告は、これまでの議論の状況について客観的に整理し、議論の収斂に向け、一定の具体的方法も示しつつ、各国の更なる努力を求めたものと受け止め。
- 本報告では、我が国が主張している、先進国も含めた各国の特別な事情への配慮については触れられていない。また、分野別関税撤廃・調和については、関心国の非公式な議論の対象としてではあるが林産物、水産物が記載されているところ。
- 林水産物輸入国としての我が国の主張に理解を示す国は拡がらず、非常に厳しい情勢ではあるが、12月の香港閣僚会議へ至るプロセスにおいて、交渉の進展をにらみながら、引き続き関係国に働きかけるなど、我が国の主張ができる限り反映されるよう、今後の交渉に臨むこととする。